

消費者庁の設置及び消費者安全法施行を踏まえた都の対応方針

消費者庁及び消費者安全法を活用して、都民の安全・安心を確保

消費者安全法に基づく、消費者事故等に関する情報の集約、国に対する知事の措置要請などを有効に活用して、消費生活に関する都民の安全・安心を確保
東京都消費生活基本計画を中心に、「消費者の視点」に立った施策を全庁的に推進

都内の消費者事故等情報を一元的に集約・分析し、発信

「重大事故等」情報は、その状況を把握した庁内各局が直ちに消費者庁及び消費生活部に通知

「消費者事故等」情報は、庁内各局から消費生活部が一元的に集約して、消費者庁に通知

区市町村が消費者庁に通知した「重大事故等」情報及び「消費者事故等」情報についても、消費生活部で把握

局横断的な取組・連携体制を更に強化

都民の消費生活の営みは、暮らしの全般に幅広く関わるため、福祉保健局、教育庁、東京消防庁など、庁内関係部局との相互の連携協力体制を更に強化

消費生活対策推進会議等を活用し、庁内各局からの情報収集、情報共有化を図る仕組を充実

都は、消費者行政を引続き一元的に推進

東京都の消費生活行政は、消費生活部において既に一元化。食品表示については、食品の安全確保に関する施策との一体的な取組及び効率的執行の観点から、福祉保健局を中心に、消費生活部（景品表示法関係）との連携を強化

東京都の消費生活行政

- ・ 消費生活相談から消費者教育、事業者指導・行政処分、危害・危険防止対策、消費者への情報提供まで、生活文化スポーツ局が一貫して実施
- ・ 特定商取引法、割賦販売法、景品表示法、消費生活用製品安全法等の主要な消費者問題関係法を消費生活部が所管